

人権に関する方針

四国化工機グループは、国際的な人権の原則に従い、この事業活動を継続するうえで影響を与えうる人たちすべての人権が尊重されなければならないことを理解し、これらの人たちの尊厳が守られるように力を尽くします。

1. 人権の尊重

四国化工機グループのすべての役員・従業員(以下、私たち)は、企業活動のあらゆる場面において人権を尊重することで、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。

2. 対象範囲

私たちは、国際的な人権の原則に従い、製品・サービス・事業活動全てにおいて自らが差別や人権侵害に関与しないよう努めるとともに、サプライヤー・ビジネスパートナーなどに対しても、これらの原則に則って人権を尊重し、侵害しないことを求めます。

3. 強制労働・人身売買・児童労働の禁止

私たちは、あらゆる形態の強制労働、人身取引および児童労働を禁じ、人権を侵害する労働慣行の是正あるいは根絶に取り組みます。

4. 多様性の尊重

私たちは、共に働く仲間の多様性を尊重し、人種・民族・宗教・国籍・出身・性別・性自認および性的指向・年齢・障がいの有無・疾病などによる差別およびハラスメントを許容しません。機会は常に平等であり、採用、配置、評価、報酬および昇進は、本人の能力・経験や成果に基づいて適正に行います。

5. 労働安全衛生

私たちは、安全かつ衛生に配慮した職場環境を提供すると共に、安全・衛生に関する法令、規制、社内ルールを遵守し、健康リスクへ適切な対応を行うことで、その維持に取り組みます。

【目標】2028 年までに従業員の休業災害発生件数をゼロとします。

6. 労働条件

私たちは、賃金、労働時間、超過勤務時間および福利厚生に関する適用法令の遵守に取り組みます。加えて、法令遵守にとどまらない過剰な労働時間の削減に取り組みます。

7. 従業員教育、能力向上の支援

私たちは、従業員個人の能力や創造性発揮のために、関連するスキル・ノウハウの習得や自己啓発を奨励し、教育・研修の場を設定したり、従業員が学習するためのセミナーや教育講座の受講を支援します。

【目標】2028 年までに従業員の能力向上のための研修受講率を 55%とします。

8. 表現の自由とプライバシーの保護

私たちは、通信やインターネット、ソーシャルメディア上でのコミュニケーションにおける表現の自由とプライバシー保護についても認識し、その侵害が無いように最大の注意を払います。さらに全てのお客様に対して公平公正に接するとともに、安心かつ利便性の高いサービスを提供致します。

9. 結社の自由・団体交渉の権利行使の尊重

私たちは、従業員個人の意思に基づき労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利を尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。会社はその代表者との建設的な対話を通じ、誠意をもって交渉に臨みます。

10. 人権尊重に向けた取り組み・体制

私たちは、人権侵害の発生を防ぐための適切な報告窓口を設けることで、実効性のある対策の仕組みづくりを行います。事業活動が及ぼす人権への影響を評価するため、継続的な影響の監視・適切な関係者への報告を行います。また、万が一事業活動を通じて人権への負の影響が生じた場合には、その解消に向けて公正かつ公平な救済措置を行い適切に対応します。

【目標】2028 年までに従業員の人権研修の受講率を 20%とします。

11. コミュニケーション

このポリシーの推進は、責任者(部署)を経営企画管理本部とし、人権啓発活動の積極的な推進を図ります。

本方針は制定日から1年毎に見直しを行います。

2025年5月1日